

生物多様性ながれやま戦略

第二期（2018（平成30）年度～）



ムラサキシジミ

ミナミメダカ

フジバカマ

ヘイケボタル

本戦略内で使用している写真の提供者(敬称略・五十音順)

恵良 好敏、古室 邦子、紺野 竹夫、斎藤 裕、新保 國弘、鈴木 貴司、

高橋 秀治、平川 美鶴、宮原 久子、柳沢 朝江、若林 弘行

才才タ力

はじめに

私たちの生活は水、食糧、衣服、医薬品、エネルギーなど様々なものが必要不可欠です。これらの多くは生きものたちの豊かな個性とつながり「生物多様性」の恵みを受けています。

しかし、人間の活動により、生きものたちの絶滅スピードは1000倍に加速していると言われています。私たち人間も生きものであり、他の生きものたちとつながり、支えあっているので「生物多様性」は尊重しなければなりません。



流山市では全国の市町村に先駆けて2010(平成22)年3月に生物多様性ながれやま戦略を策定しました。以来「オオタカがすむ森のまちを子どもたちの未来へ」を理念とし、グリーンウェイブやまちなか森づくりプロジェクトといった植樹活動をはじめ、動植物のモニタリング調査、生物多様性シンポジウム等の取組を行ってきました。これらの積極的な生物多様性保全の取組が認められ、2015(平成27)年に本市の「生物多様性ながれやま戦略及び関連事業」が、「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」が推奨する連携事業に認定されました。

このたび、生物多様性ながれやま戦略の初期段階が終了し、第二期戦略はいよいよ長期計画の核となる中期段階の取組となります。第二期戦略では、生物多様性の保全・回復を優先的に行う重点地区・拠点を拡大し、重点プロジェクトを改定しました。

市民の皆様に戦略の推進にご協力いただき、「都心から一番近い森のまち 流山」の生物多様性を保全し、また回復を図り、将来に残していきます。

最後に、本戦略の策定に当たり、熱心にご審議いただきました「環境審議会」の皆様、また貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

流山市長 井崎 義治

目次

はじめに	3
目次	4
第1章 策定の背景	5
第2章 生物多様性ながれやま戦略の基本事項	6
第3章 初期段階の評価と課題	9
第4章 第二期の重点地区・拠点と各拠点における重点プロジェクト	13
第5章 推進体制・進行管理	32
資料編	35
資料1 生物多様性についての基本事項	36
資料2 種の多様性について	38
資料3 重点地区について	45
資料4 緑の創出の分布図	46
資料5 流山市の主な活動状況	47
資料6 戦略策定の経緯	50

第1章 策定の背景

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の保全に取り組む必要があります。そのため、1992(平成4)年に「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」にあわせて「生物多様性条約」が採択され、1993(平成5)年5月には日本も条約を締結、同年12月には所定の要件を満たし、本条約が発効しました。

日本でも、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、「生物多様性基本法」を2008(平成20)年6月に制定しました。生物多様性基本法は、生物多様性の保全と利用に関する基本原則や生物多様性国家戦略の策定、白書の作成などを規定し、日本の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示しています。また、国だけでなく地方自治体による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などを規定しています。これに基づき2008(平成20)年には千葉県が生物多様性ちば県戦略を策定しています。

このような背景を踏まえ、流山市では2010(平成22)年3月に、生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、生態系ネットワークと市民活動団体等のネットワークを構築するため、50年間のグランドデザインを描いた生物多様性ながれやま戦略(以下「50年間戦略」という。)を策定しました。この50年間戦略の初期段階では、モニタリング調査の実施により本市の生物多様性の現状の把握に努めるとともに、本活動の担い手となる市民活動の醸成を図るなど4つの基本方針に基づいて生物多様性の保全・回復に取り組みました。この結果を受けて、中期段階の内、2018(平成30)年から約5年間の取組について定める本戦略(第二期)を策定するものです。

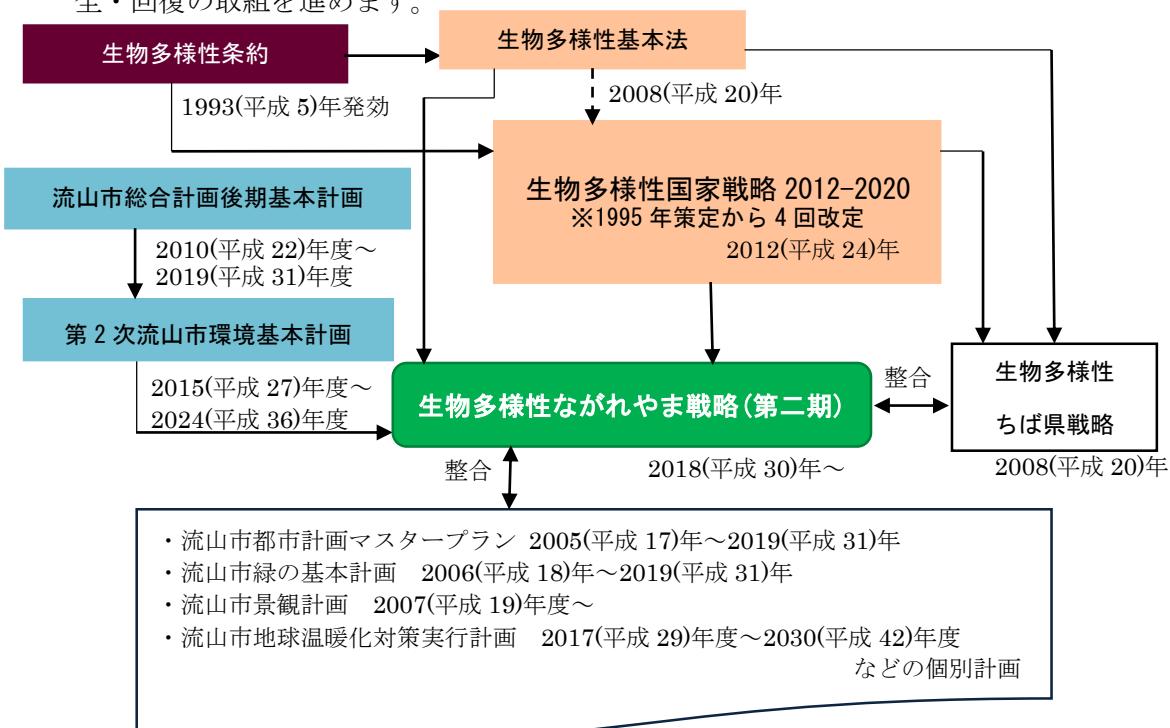
●50年間戦略からみた本戦略の位置づけ



第2章 生物多様性ながれやま戦略の基本事項

1. 戰略の位置づけ

生物多様性ながれやま戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき策定するとともに、上位計画である「第2次流山市環境基本計画」と整合を図り、生物多様性の保全・回復の取組を進めます。



愛知目標とは

愛知目標と生物多様性ながれやま戦略

2002(平成14)年のCOP6(※1)において、「生物多様性の損失速度を2010(平成22)年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」を含む戦略計画が採択されましたが、GBO3(※2)により「2010年目標は達成されず、生物多様性は引き続き減少している」と結論付けられました。

2010年目標の目標年にあたる2010(平成22)年10月に開催されたCOP10(※3)では、2011(平成23)年以降の新たな世界目標である「戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されました。戦略計画2011-2020及び愛知目標は、2050(平成62)年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現、2020(平成32)年までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。あわせて、短期目標を達成するため、5つの戦略目標と、その下に位置づけられる2015(平成27)年又は2020(平成32)年までの20の個別目標を定めており、これを「愛知目標」といいます。(P44参照)

生物多様性ながれやま戦略及び関連事業が愛知目標の認定連携事業に

2015(平成27)年に、これまでの流山市の生物多様性に関する活動が認められ、国連生物多様性の10年日本委員会(※4)により、生物多様性ながれやま戦略及び関連事業が愛知目標達成のための連携事業として認定されました。

(※1)オランダのハーグで開催された生物多様性条約(Conference of the Parties(COP))第6回締約国会議。

(※2)地球規模生物多様性概況第3版(Global Biodiversity Outlook (GBO3))COP6の2010年目標の達成状況を評価するための報告書。

(※3)愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約(Conference of the Parties(COP))第10回締約国会議。

(※4)愛知目標達成を目標とし、あらゆるセクターの参画と連携を促進するために2011(平成21)年9月に設立。

国連生物多様性の10年日本委員会認定書→



2. 対象地域

50年間戦略の対象地域は市内全域です。生物多様性の保全・回復を進めていくためには、自然環境が豊かな市街化調整区域(※5)はもちろん、市街化区域(※6)も含めた地域全体が生物多様性に配慮したものである必要があります。

3. 対象期間

50年間戦略の期間は2010(平成22)年3月から50年(2060年3月まで)です。生物多様性ながれやま戦略(第二期)(以下「第二期戦略」という。)は、そのうち2018(平成30)年度から約5年間とします。

(※5)都市計画法第7条に基づき、市街化を抑制すべき区域のことをいいます。

(※6)都市計画法第7条に基づき、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。

4. 50年間戦略が定める理念等

(1) 戦略の理念

オオタカがすむ森のまちを子どもたちの未来へ

(2) 戦略の目標

多くの生きものが生息・生育する多様な環境
～水と緑の回廊による生態系ネットワークの構築～

(3) 基本方針

基本方針 A

生物多様性の保全・回復

詳細は P29 参照

基本方針 B

生物多様性の持続可能な利用

詳細は P30 参照

基本方針 C

環境教育・環境学習機会の創出

詳細は P31 参照

基本方針 D

基盤情報の整備・充実

詳細は P31 参照

(4) 戦略のグランドデザイン

50年間戦略の目標を達成するためには、長期にわたる取組が必要です。

50年間戦略では、取組内容を初期段階、中期段階及び後期段階に分け、計画性を持って生物多様性を保全・回復する動きを徐々に市域全体に広げています。

初期段階(終了)

概ね5年程度の初期段階は、重点地区・拠点における生物多様性の保全・回復に向けた取組を市民活動団体等との協働で行い情報を共有・蓄積してきました。また、市民や事業者等の意識向上のための取組を行いました。

中期段階

市民活動団体等の育成とともに、重点地区・拠点を拡大します。各拠点における拠点同士のネットワーク構築を進めます。
※本戦略は中期段階の内2018年からの概ね5年間について定めるものです。

後期段階

目標達成に向け、水と緑の回廊による生態系ネットワークと、相互に連携・補完しあう市民活動団体等のネットワークの構築を目指します。
※50年間戦略中で最終段階としていたものを本戦略中では後期段階と表記します。

第3章 初期段階の評価と課題

基本方針 A

①生物多様性の保全・回復

初期段階における率先的取組の概要	指標	目標
<p><u>モニタリング調査の実施</u></p> <p>生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点においてモニタリング調査(※7)を行います。</p> <p>その他の本市の生物多様性の保全・回復のために重要な地区・拠点については、市民活動団体等から情報の収集に努め、重点拠点化の検討を行います。</p>	モニタリング調査の実施	重点地区のモニタリング調査を5年以内に完了

◇ 進捗状況

- ・2011(平成23)年7月からモニタリング調査を開始、3年経過した2014(平成26)年度末にモニタリング調査結果報告書を作成・公表しました。
- ・モニタリング調査結果報告書を元に、生物多様性ながれやま戦略市民会議(※8)で既存重点拠点の継続調査の必要性について、対象種ごとに協議、決定しました。

◇ 今後の課題

2011(平成23)年7月から約3年間実施したモニタリング調査結果から、重点地区、拠点における既存の動植物の生息状況を把握することができました。今後はこれら既存の動植物の生息状況の経年変化をみるとともに、具体的な取り組みを進めていく必要があります。また、モニタリング調査員や里山ボランティアの育成、協働についても検討する必要があります。



↑生物多様性モニタリング調査結果報告書

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/34/274/025035.html> 参照

(※7)市民団体の方などにご協力いただき、動植物の生息状況について調査しているものです。

(※8)市民団体の代表者やモニタリング調査の調査リーダーに参加してもらい、モニタリング調査の現状の確認及び今後の方向性について話し合う会議です。

基本方針B

②生物多様性の持続可能な利用

初期段階における率先的取組の概要	指標	目標
都市の緑の保全・再生・整備 生物多様性の持続可能な利用を進めるため、多様な生物の生息域となる緑(※9)の保全、再生及び整備を進めます。	都市計画区域 (※10)の緑地 (※11)確保	2019(平成31)年度までに 都市計画区域の緑地を 226ha 増加 (2003(平成15)年度比)

✧ 進捗状況

都市計画区域の緑地面積については、2020(平成32)年の緑の基本計画改定時に測定予定です。なお、緑地の一部である都市公園面積の現況は下記の通り増加しています。

- ・都市公園(※12)面積：118,503 m²増

(2009(平成21)年度末：842,230 m²→2016(平成28)年度末：960,733 m²)

水と緑の回廊を構築し、戦略の目標達成を目指す。

生物多様性の価値を持続的に利用するためには、水と緑の回廊の構築が不可欠です。流山市は、2005(平成17)年のつくばエクスプレス開通により周辺の開発が進んでいます。街の開発と豊かな生態系の保全を両立するために、緑の確保に取り組みます。

市では、下記のような緑の創出に取り組んでいます。

- ・グリーンチェーン(※13)認定：認定面積 52,274 m²(164件)増
(2009(平成21)年度末:23,212 m²/63件→2016(平成28)年度末:90,021 m²/254件)
- ・植樹(2019(平成22)年度～2016(平成28)年度)：
まちなか森づくりプロジェクト(※14)約 15,500 本
グリーンウェイブ(※15)576 本

都市計画区域内には上記以外の緑として、市民の森や市民農園、河川などがあります。



↑グリーンチェーン
認定マーク(レベル3)

✧ 今後の課題

地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)との整合を図り、地球温暖化対策と生物多様性保全のいずれにも効果がある、緑の保全・回復を行う必要があります。

- (※9) 本計画において緑とは、緑の基本計画(2006(平成18)年策定)が示すように、水面・水辺、農地(田・畠・樹園地)、樹林地、草地、公園緑地、施設の緑(庭、屋上緑化など)を指します。緑化はこれら緑を増やすことを指します。
- (※10) 都市計画法第五条で規定しているもので、流山市は市全域がこれに相当します。
- (※11) 本計画において緑地とは、緑の基本計画(2006(平成18)年策定)が示すように、公共施設等として管理される施設緑地と土地利用規制で確保される地域性緑地を指します。
- (※12) 都市公園法第二条で規定しているものを指します。
- (※13) 2006(平成18)年に開始した、個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取組を支援し、その取組を連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。
- (※14) 2010(平成22)年から行っている、公園の一部や公共施設をはじめ、用水跡地や道路用地などのちょっとしたスペースに植栽を行い、街の中に緑をつくる取組です。
- (※15) 2010(平成22)年から行っている、環境省が主導する生物多様性の日に全世界で行われている植樹活動です。

基本方針 C

③環境教育・環境学習機会の創出

初期段階における率先的取組の概要	指標	目標
<u>生物多様性に関する情報公開の場の創出</u> 市民環境講座や生物多様性シンポジウムなどの開催により市民や事業者の理解を深めます。	生物多様性シンポジウムなどの開催回数	年1回以上開催

✧ 進捗状況

毎年1回以上の生物多様性関連イベントを実施し、環境学習の機会を創出しました。

➤ 生物多様性シンポジウム…2010(平成22)年度、2011(平成23)年度、2013(平成25)年度、2015(平成27)年度に実施

2010(平成22)年度：いきものジャパン・サミット～生物多様性地域戦略をすすめる自治体サミット～、ビオキッズ10
 2011(平成23)年度：生き物たちと暮らせるまちづくり
 2013(平成25)年度：ケビン・ショートさんとおおたかの森探検ツアー、カエル教室
 2015(平成27)年度：夏の生きもの講座
 ※2011(平成23)年度以降は、隔年で開催しています。

➤ 親子でケビン・ショートさんとおおたかの森探検…2010(平成22)年度から毎年開催



↑平成27年度 生物多様性シンポジウム「野鳥の子育て」



↑平成27年度 おおたかの森探検

✧ 今後の課題

子どもたちへの普及啓発により効果的な方法を検討する必要があります。また、近年環境団体の高齢化等により後継者が不足しているため育成方法を検討する必要があります。

基本方針 D

④基盤情報の整備・充実

初期段階における率先的取組の概要	指標	目標
<u>環境学習センターの設置</u> 本市の生物多様性に関する情報を集積し、提供します。	環境学習センターの設置	5年以内に整備

✧ 進捗状況

- 公共施設に設置の方向で検討を行いましたが、場所等の課題により開設には至っていません。
- 東武アーバンパークライン運河駅に設置の運河駅ギャラリーに生物多様性啓発ポスターを掲示しました。

✧ 今後の課題

環境学習センターについては、市野谷の森の県立公園化に合わせて予定していましたが、県の整備計画が遅れしており、具体的な計画が示されていないことから、市公共施設への情報コーナー設置等、方法について検討する必要があります。また、今後は誰もが閲覧することができるホームページ等を活用した情報整備・充実を図ることが必要です。



↑運河駅ギャラリーに掲示している生物多様性ポスター

流山の森林面積

流山市森林整備計画(2013(平成25)年策定)では、市野谷の森公園 18.5ha(田畠が5ha含まれている)と近隣公園 5.6ha の計 24.1ha が、森林の総合利用施設の整備計画として記されています。森林面積とは、森林法(1951(昭和26)年施行)第2条に定義されている森林の面積です。流山市の森林面積の推移は下記の通りです。(千葉県森林・林業統計書より抜粋)

流山市の森林面積の推移

2003(平成15)年度	349ha
2007(平成19)年度	340ha
2011(平成23)年度	331ha
2015(平成27)年度	257ha

つくばエクスプレスが開通した2005(平成17)年度以降は開発が進み、森林面積が減少していることがわかります。生物多様性の保全のためにも、現存する森林の保全に努めなければなりません。

森林や林野に関する面積データはこの他に農林水産省が作成している世界農林業センサスの林野面積などがあります。

第4章 第二期の重点地区・拠点と各拠点における重点プロジェクト

50年間戦略では、生物多様性を保全・回復するための取組を徐々に広げ、流山市域全体が豊かな生物多様性を保全し、生態系ネットワークと相互に連携・補完しあう市民活動団体等のネットワークを構築することを目指しています。

そのために、生物多様性の保全・回復を優先的に取り組む『重点地区・拠点』を選出し、取組や活動を進めるための重点プロジェクトを設定しています。また、第二期戦略では新たに5地区13拠点を設定します。

1. 50年間戦略における既存の重点地区・拠点

2010(平成22)年3月に策定した50年間戦略で選出した重点地区・拠点は次の2地区8拠点です。利根運河地区については、本戦略で一部変更を行います。

【市野谷の森地区】

- ①市野谷の森(通称：おおたかの森)
- ②市野谷水鳥の池
- ③西初石小鳥の森
- ④稻荷神社裏の谷津(西初石)
- ⑤大堀川

【利根運河地区】

- ⑥利根運河
- ⑦新川耕地北部
- ⑧理窓会記念自然公園

【本戦略で一部変更あり 詳細は次ページ】

* 市野谷水鳥の池

50年間戦略では、重点拠点「②市野谷水鳥の池」を「市野谷調整池」と表記していました。50年間戦略策定後、2015(平成27)年度に「市野谷水鳥の池」という愛称がつけられましたので、本戦略から「市野谷水鳥の池」に変更します。

流山市の「生態系ネットワーク」を考える

第二期戦略では、市野谷の森地区と利根運河地区という歴史ある二つの重点地区の保全を核に、新しい重点地区として宮園地区と古間木地区を選定しました。また、グリーンチェーン戦略やまちなか森づくりプロジェクト、流山おおたかの森駅前センター地区(約30ha)を対象に市野谷の森の縁をまちに引き込む新しい試み「ソデモリ」(森の林縁部にならう、地域性のある樹種で、様々な種類や高さの樹木を混ぜて用いる考え方)などを進めています。このような様々な試みを組み合わせて自然拠点の連続性を確保し、たくさんの生きものが自由に移動・生活できる流山型生態系ネットワークの構築を目指します。

2. 重点地区・拠点の拡大

50年間戦略のグランドデザインでは、中期段階に入る際、重点地区・拠点の拡大を謳っています。初期段階では「市野谷の森地区」、「利根運河地区」を重点地区として定めています。そこで中期段階では、まだ重点地区として設定されていない地区を選定します。

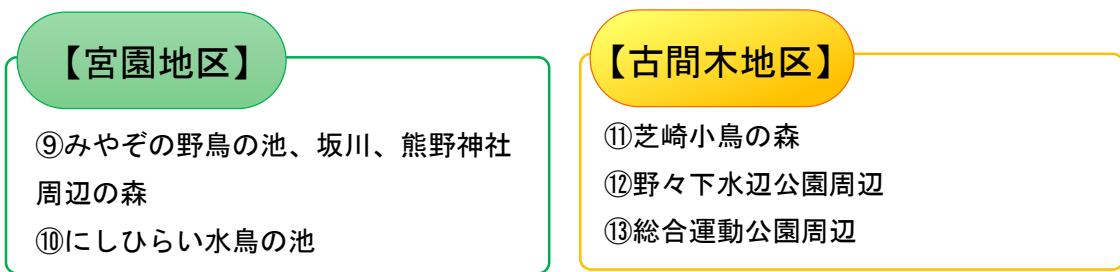
(1) 重点拠点の選定条件

50年間戦略が定めるとおり重点拠点は次の条件から選定します。

- ・人と自然及び生き物とのふれあいの場として高い評価を得、かつ利活用されている場所
- ・貴重な自然豊かな生き物及び生態系ネットワークが今なお保全されている場所
- ・本市の自然環境及び生物多様性を象徴する場所
- ・自然の再生及び生物多様性保全・回復に向けた取組が行われていて、今後も期待される場所
- ・国、県、市の計画などによる保全・回復計画等がある場所

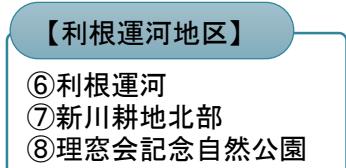
(2) 選定結果

重点拠点の選定のため、2015(平成27)年度、2016(平成28)年度にモニタリング予備調査を実施しました。その結果を踏まえ、モニタリング調査員の意見を反映し、次の地区、拠点を重点地区、重点拠点にしました。



また、元々利根運河地区に含まれていた「新川耕地北部」を「西深井北西部」とし、利根運河地区から外して新たに新川耕地の西側を「新川耕地西地区」とすることとした。

【変更前】



【変更後】



3. 新しく拠点として選定した理由

【宮園地区】

*みやぞの野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森

- ・みやぞの野鳥の池は2011(平成23)年5月に竣工した新しい人工の池であるが、希少種のガガブタ(※16)が生息している。
- ・熊野神社周辺の森はスダジイやシラカシの大木があり、東葛地区でも珍しい極相林(※17)である。
- ・熊野神社周辺の森は、流山市景観計画において景観計画重点区域に指定されている。

*にしひらい水鳥の池

- ・にしひらい水鳥の池は西平井・鰐ヶ崎地区の区画整理地の中にある調整池で、住宅地でありながらカワセミ、ヒバリ、コガモなどが確認されている。
- ・同地区は流山市都市計画マスターplanや流山市景観計画において、緑や調整池などの自然環境との調和と景観への配慮が位置付けられている。

【古間木地区】

*芝崎小鳥の森

- ・緑の基本計画において本市を代表する緑豊かな自然とされ、生活環境の向上、動植物の生息空間、都市環境を保全するために必要な緑として本市の緑の空間を連続させるネットワークの1つとなる市民の森(※18)である。
- ・水辺の拠点となる、野々下水辺公園が近くにあり、公園内にも湿地があるなど、水と緑のネットワークを形成する森である。

*野々下水辺公園周辺

- ・緑の基本計画において水と緑のネットワークを形成するための水辺の拠点となっている。
- ・北千葉導水路(※19)の導水の一部を利用した親水公園として市民に親しまれ、近くには様々な鳥類が生息する林や、希少種であるニホンアカガエルが生息している湿地がある。

*総合運動公園周辺

- ・1年を通して利用者が多い緑豊かな公園で、多様な生物が生息する調整池が隣接している。

(※16)千葉県のレッドデータブックでは要保護(C)、環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種(NT)に指定されている植物です。レッドデータブックとは、絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前を掲載しその危機の現状を訴え、個体や生息地などの保護・保全活動に結びつける目的で出版される報告書のことです。

(※17)植物の遷移を経て極相に達しており、種類や構造が安定して大きく変化をしなくなった森林のことをいいます。

(※18)都市公園や公共緑地の不足を補うため、民有林を市が借り上げ、散策など、やすらぎ空間として市民が利用できる借地公園民有林です。

(※19)坂川、手賀沼流域の洪水の軽減、水質浄化、都市用水の導水を目的として設置された水路です。野々下水辺公園は利根川から導水されています。

4. 重点拠点の現況及び課題

各重点拠点の現況と課題及び生息している代表的な生物を掲載します。

- ・希少種：環境省あるいは千葉県作成のレッドデータブック掲載種、「種の保存法」の指定種のこと。()内はレッドリストのカテゴリー(下記及び資料編掲載)とします。
- ・典型種：拠点内の代表的な種及び拠点内で一般的に見られる種のこと。
- ・外来種：もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。国内に2千種以上いるといわれていますが全部が問題なわけではなく、生態系や農林業に大きな影響を与えることから駆除などの対策が必要な外来種は外来生物法により「特定外来生物」(表中では「特定」と示す)に定められています。(詳細はP43)

()内に示したレッドリスト(RL)のカテゴリーは下記の通りです。各カテゴリーの詳細な内容は資料編に掲載しています。

環境省 RL(2007)	
分類	略語
絶滅	EX(Extinct)
野生絶滅	EW(Extinct in the Wild)
絶滅危惧 IA類	CR(Critically Endangered)
絶滅危惧 IB類	EN(Endangered)
絶滅危惧 II類	VU(Vulnerable)
準絶滅危惧	NT(Near Threatened)
情報不足	DD(Data Deficient)
絶滅のおそれのある地域個体群	LP(Threatened Local Population)
—	—

千葉県 RL(2011,2017)	
分類	略語
消息不明・絶滅生物	X
野生絶滅生物	EW
最重要保護生物	A
重要保護生物	B
要保護生物	C
一般保護生物	D
—	—
—	—
保護参考種	RH

*環境省と千葉県のカテゴリーは表のように対応していますが、個別の種では国と千葉県の分類が一致しているとは限りません。



(1) 市野谷の森地区

①市野谷の森(通称：おおたかの森)

自然環境目標	オオタカを象徴とする市内最大規模の樹林帯　樹木、野草、野鳥、昆虫など豊かな生態系が息づく森
拠点を象徴する種	植物：キンラン(VU D)　鳥類：オオタカ(NT B) 昆虫類：オオチャバネセセリ(B) 両生類：ニホンアカガエル(A)
拠点の現況と課題	
<p>本市の多様な自然環境の象徴であるオオタカが継続して生息・繁殖し、将来は(仮称)県立市野谷の森公園(都市林)や、市野谷の森東近隣公園、市野谷の森西近隣公園として整備予定の 24 ヘクタールにおよぶ市内最大級の平地林です。散策など市民活動が行われる一方、近年林内へ出入りする市民が増加しており、生物の乱獲などの被害が増えています。</p> <p>つくばエクスプレス(TX)の沿線開発による宅地造成等により林縁では戸建や集合住宅、小・中学校の建設が行われており、周辺環境の変化が著しい場所であることから、今後もオオタカをはじめとした、域内の動植物の生育・生息について県、独立行政法人都市再生機構(以下、UR 都市機構という)、市民団体等と協議して、保全に努めていく必要があります。</p>	
環境タイプ	森林 湿地 草地
希少種	植 物：キンラン(VU D)、ヤブムグラ(VU C)、ギンラン(D)、ササクサ(C)、 ワニグチソウ(C) 等 鳥 類：オオタカ(NT B)、オオルリ(B)、キビタキ(A)、フクロウ(B) 等 昆 虫 類：オオチャバネセセリ(B)、ミヤマチャバネセセリ(C)、 ウラナミアカシジミ(C)、アカシジミ(C) 等 哺 乳 類：キツネ(B) 等 両 生 類：ニホンアカガエル(A) 等
典型種	植 物：コナラ、シラカシ、イヌシデ、シロダモ、オトコエシ、ツクバトリカブト 等 鳥 類：アオジ、エナガ、シジュウカラ、ヒヨドリ、コゲラ、モズ 等 昆 虫 類：ムラサキシジミ、コミスジ、ヤマトシジミ、モンシロチョウ、キタキチョウ、 キタテハ 等 哺 乳 類：タヌキ 等
外来種	植 物：オオアレチノギク、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、 ハルジオン、ヒメジョオン 等 鳥 類：ガビチョウ(特定)、コジュケイ、ソウシチョウ(特定)、ドバト 等 昆 虫 類：アカボシゴマダラ(特定) 等 哺 乳 類：アライグマ(特定) 等

オオタカ (NT **B**)オオチャバネセセリ (**B**)

②市野谷水鳥の池(市野谷調整池)

自然環境目標	カワセミやカルガモなどの様々な水鳥の楽園 市民に憩いの場を提供する調整池
拠点を象徴する種	植物：タコノアシ(NT) 鳥類：カワセミ(C)
拠点の現況と課題	
<p>2000(平成 12)年 UR 都市機構は、市野谷調整池の整備に、自然再生を行う工法の一つであるミティゲーション手法を取り入れました。これは、水鳥をはじめとした多様な生物の生息環境維持を目的としたもので、一時的に隣接した坂川暫定調整池に水生植物を移植し、市野谷調整池の整備後、再度移植作業を行い市野谷調整池に戻したものです。近年は、池の一部の陸地化が進行しつつあり、水辺に樹木やガマが定着し始めているため、管理方法について検討する必要があります。</p> <p>本拠点のモニタリング調査は UR 都市機構の調査業務委託を受託した市民活動団体「NPO さとやま」が実施していました。また、2015(平成 27)年度より本市のモニタリング調査として、植物相の調査を開始しました。</p>	
環境タイプ	調整池 草地 湿地
希少種	植 物：カワヂシャ(NT)、ヤガミスゲ(D)、ミゾコウジュ(NT D)、カンエンガヤツリ(VU D)、タコノアシ(NT) 等 鳥 類：セイタカシギ(VU A)、ヨシガモ(B)、バン(B)、オオバン(C)、ダイサギ(C)、カワセミ(C) 等
典型種	植 物：ヨシ、ガマ、クズ、ススキ 等 鳥 類：カルガモ、キジ 等
外来種	植 物：セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ハルジオン、カモガヤ、アメリカオニアザミ 等



③西初石小鳥の森

自然環境目標	市民が散策に利用できる、コゲラ、シジュウカラなどの野鳥やヘイケボタルなどの水辺の生き物にふれあえる森
拠点を象徴する種	植物：ギンラン(D) 鳥類：コゲラ 昆虫類：ヘイケボタル(C) 魚類：ミナミメダカ(VU B) 両生類：ニホンアカガエル(A)
拠点の現況と課題	
<p>かつては市野谷の森にあった谷津とつながる大畔北谷津に位置する森です。市野谷の生態系と関連性が深く、野鳥観察の散策路が整備され、ヘイケボタルが自然繁殖していることから、市民に親しまれ散策や観察会などが多く行われる場所となっています。市の業務委託を受け、市民活動団体「NPO さとやま」が草刈や清掃など維持管理業務を行っています。</p>	
環境タイプ	谷津 斜面林 溝水・湿地
希少種	植物：キンラン(VU D)、ササクサ(C)、ワニグチソウ(C)、ギンラン(D) 等 鳥類：キビタキ(A)、カワセミ(C)、カケス(C) 等 昆虫類：ヘイケボタル(C) 等 魚類：ミナミメダカ(VU B) 等 両生類：ニホンアカガエル(A) 等
典型種	植物：ツユクサ、ミズヒキ、ドクダミ、キッコウハグマ 等 鳥類：シジュウカラ、ルリビタキ、アカハラ、コゲラ、シメ、ツグミ、カワラヒラ、メジロ 等
外来種	植物：オオアレチノギク、カモガヤ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ハルジオン、ヒメジョオン 等 鳥類：コジュケイ 等 昆虫類：アカボシゴマダラ(特定) 等



④稻荷神社裏の谷津

自然環境目標	湧水と里山が残るヘイケボタルの再生を目指す森
拠点を象徴する種	昆虫類：ヘイケボタル(C)
拠点の現況と課題	
市野谷の森と西初石小鳥の森の間に位置し、一部は地権者の管理により間伐等が行われ、人の手が加わることによって維持されてきた里山の環境が残っています。また、域内では湧水があり、ヘイケボタルも生息し、付近でもキツネが目撃されるなど、豊かな自然が残る場所です。	
この豊かな自然環境を後世に残したいと地権者から寄附の申し出を受け、2013(平成 25)年 4 月に市に所有権が移管されました。その後は、自然環境団体「流山ホタル野」、「里山ボランティア流山」と「維持管理の協定書」を締結し、適正な維持管理に努めています。	
環境タイプ	谷津 斜面林 湧水・湿地
希少種	哺乳類：キツネ(B) 等 昆虫類：ヘイケボタル(C) 等
典型種	植物：イヌシデ、シロダモ、コナラ、ミズキ、ドクダミ、ホウチャクソウ、ヤブジラミ、ナルコユリ、ヒトリシズカ 等
外来種	植物：セイタカアワダチソウ 等



⑤大堀川

自然環境目標	地域が創る四季を感じることができる水辺環境
拠点を象徴する種	植物：カワヂシャ(NT) 鳥類：オオバン(C)
拠点の現況と課題	
<p>2008(平成20)年度に自治会代表、学識経験者、関係機関で設立された「大堀川防災調整池美しい水辺づくり懇親会」によって策定された「新市街地地区大堀川防災調整池修景整備方針」に基づき、2012(平成24)年度末までに植栽、園路、安全管理施設が整備され、2013(平成25)年5月に工事完了と一般開放を記念して、竣工式典が行われました。</p> <p>しかし、近年は特定外来生物の侵入も目立ってきています。</p>	
環境タイプ	河川 湿地 河畔林 斜面林
希少種	<p>植 物：カワヂシャ(NT)、ミヅコウジュ(NT D)、イヌアワ(D)、タコノアシ(NT) 等</p> <p>鳥 類：フクロウ(B)、オオバン(C)、バン(B)、カワセミ(C)、コサギ(C)、カツブリ(C) カワウ(D)、オオヨシキリ(D) 等</p> <p>魚 類：ミナミメダカ(VU B)、スマチチブ(D) 等</p> <p>甲殻 類：スジエビ(D)</p>
典型種	<p>植 物：ヨシ、ツユクサ、ノゲシ 等</p> <p>鳥 類：カルガモ 等</p> <p>魚 類：トウヨシノボリ 等</p>
外来種	<p>植 物：オオカワヂシャ(特定)、オオカナダモ、オオブタクサ、セイヨウタンポポ、 オオオナモミ</p> <p>魚 類：カムルチー 等</p> <p>甲殻 類：アメリカザリガニ 等</p> <p>貝 類：台湾シジミ、カワヒバリガイ(特定) 等</p>



カワヂシャ(NT)



オオバン(C)



オオカワヂシャ(特定)



大堀川探検ツアーの様子

(2)利根運河地区

⑥利根運河

自然環境目標	多くの在来種の野草が見られる自然の宝庫
拠点を象徴する種	植物：フジバカマ(NT B) 鳥類：モズ 昆虫類：アキアカネ
拠点の現況と課題	
<p>利根川と江戸川の2つの川を結ぶ、流山市・野田市・柏市にまたがる全長約 8.5km の運河(その後、一級河川に認定)で、1886(明治 19)年にオランダ人技師ムルデルが設計し、かつては帆船や汽船がたくさん通航した航路です。</p> <p>利根運河とその隣接地には豊かな生態系が残されており、野鳥や植物観察会などが多く行われ、市民の憩いの場となっています。</p>	
環境タイプ	草地環境 湿地環境 河川環境
希少種	<p>植 物：ノジトラノオ(VU C)、フジバカマ(NT B)、ノウルシ(NT C)、ノカラマツ(VU B)、トネハナヤスリ(VU A)、ホソバイヌタデ(NT C)、コオニユリ(C)、ナンバンハコベ(C)、セイタカハリイ(D)、ヒメシオン(B)、レンリソウ(C)、アマナ(C) 等</p> <p>鳥 類：バン(B)、カワセミ(C)、コサギ(C)、ダイサギ(C) 等</p> <p>昆 虫 類：ジャノメチョウ(C)、ミドリシジミ(C)、ウラナミアカシジミ(C)、ミヤマチャバネセセリ(C)、ヘイケボタル(C) 等</p> <p>魚 類：キンブナ(VU C) 等</p>
典型種	<p>植 物：オギ、ヨシ、カントウタンポポ、シロネ、ノアザミ、ノハラアザミ、ノジスミレ、ツリガネニンジン、ワレモコウ、ツルボ、カントウヨメナ、チガヤ、アキノエノコログサ、ヌマトラノオ、オガルカヤ 等</p> <p>鳥 類：カルガモ、コガモ、ゴイサギ、モズ 等</p> <p>昆 虫 類：ヤマトシジミ、ベニシジミ、モンキチョウ 等</p> <p>魚 類：オイカワ、コイ、ドジョウ(DD) 等</p>
外来種	<p>植 物：アレチウリ(特定)、オオアレチノギク、オオカワヂシャ(特定)、オオブタクサ、オニウシノケグサ、キショウブ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ハルジオン、ヒメジョオン、セイバンモロコシ、セイヨウアブラナ、ネズミホソムギ 等</p> <p>鳥 類：コジュケイ、ドバト 等</p> <p>昆 虫 類：アカボシゴマダラ(特定) 等</p>



⑦理窓会記念自然公園

自然環境目標	谷津の複雑な地形が残る、エコロジカル・ネットワークが形成された自然公園
拠点を象徴する種	植物：キンラン(VU D) 両生類：ニホンアカガエル(A) 哺乳類：カヤネズミ(D)
拠点の現況と課題	
<p>利根運河右岸に隣接し、東京理科大学が管理する自然公園です。東深井谷津の複雑な地形や生態系を残した公園となっています。</p> <p>江戸川河川事務所が事務局となり、市民団体や学識者、国・県・沿川3市(流山市・野田市・柏市)により設立された利根運河協議会は2015(平成27)年度に理窓会記念自然公園と利根運河を繋ぐ「境田排水樋管」に、0.6mの落差を解消する魚道の整備を行いました。</p> <p>また、公園内で湿地の再生や米づくりが行われ、学識者、地域で活動する市民団体及び行政機関によりエコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)の形成に向けた試行が進められています。</p>	
環境タイプ	森林 草地 池 湿地
希少種	植物：キンラン(VU D)、ギンラン(D)、アマナ(C)、オミナエシ(D)、タチフウロ(D)、 ジュウニヒトエ(D)、ノジトラノオ(VU C)、バアソブ(VU B) 等 鳥類：カッコウ(C)、ホトトギス(C) 等 昆虫類：ジャノメチョウ(C)、ミドリヒヨウモン(C)、オオチャバネセセリ(B)、ヘイケボタル(C) 等 哺乳類：カヤネズミ(D) 等 両生類：ニホンアカガエル(A) 等
典型種	植物：コナラ、クヌギ、シラカシ、ヤマザクラ、イヌシデ、ミズキ、スダジイ、コブシ、ススキ、 アキノギンリョウソウ 等 鳥類：カルガモ、マガモ、オナガガモ、コガモ、ゴイサギ 等 昆虫類：ジャコウアゲハ、アオスジアゲハ、キチョウ、スジグロシロチョウ、アカタテハ、 オニヤンマ、シオカラトンボ 等
外来種	植物：セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ハリエンジュ、ハルジオン、ヒメジョオン 等 鳥類：コジュケイ 等 昆虫類：アカボシゴマダラ(特定) 等



(3)新川耕地西地区

⑧西深井北西部

自然環境目標	生きものが湿田、土水路を行き来できる流山市最大の水田地帯
拠点を象徴する種	植物：タネツケバナ 鳥類：ヨシゴイ(NT A) 魚類：ミナミメダカ(VU B) 両生類：トウキョウダルマガエル(NT B)
拠点の現況と課題	
<p>新川耕地の水田地帯は、「葛飾早稲」の発祥の地であり、古くから良好な水田地帯として、魚類、鳥類、両生類のほかヘイケボタルなども観察されています。また、江戸川河川事務所が管理する国有地のヨシ原で、希少種のヨシゴイやカヤネズミが繁殖していますが、近年はヨシ原の面積が減少しているため、生息が危ぶまれています。</p> <p>最近では、国土交通省の土盛り場が設置され、アカガエル等の生息に影響を与えており、周囲の開発が進んでいるため、今後も注視する必要があります。</p>	
環境タイプ	草地 水田 斜面林 ヨシ原 畦 用水路
希少種	植物：カンエンガヤツリ(VU D)、ヒメタデ(VU D)、ホソバイヌタデ(NT C)、ミゾコウジュ(NT D)、カワヂシャ(NT)、ホソバイヌタデ(NT C) 等 鳥類：ヨシゴイ(NT A)、チュウサギ(NT B)、コチドリ(B)、バン(B)、コミミズク(A)、タゲリ(C) 等 昆虫類：ヘイケボタル(C) 等 魚類：ミナミメダカ(VU B)、ギンブナ(D)、ナマズ(B) 等 両生類：トウキョウダルマガエル(NT B)、ニホンアカガエル(A) 等
典型種	植物：ヨシ、オギ、ヒメガマ、カントウヨメナ、チゴザサ、ヒメガマ、フトイ、シロガヤツリ、コガマ、ガマ、タネツケバナ、アゼスゲ、カサスゲ、ヒンジガヤツリ 等 鳥類：アマサギ、タシギ 等 魚類：コイ、ドジョウ(DD) 等
外来種	植物：オオアレチノギク、オオオナモミ、オオカワヂシャ(特定)、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ハルジョン、ヒメジョオン、コセンダングサ、ヒレタゴボウ 等 鳥類：ドバト 等



ヨシゴイ (NT A)



トウキョウダルマガエル (NT B)

(4) 宮園地区

⑨みやぞの野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森

自然環境目標	水鳥がすむ水辺、オオタカがすむ森の“水と緑の空間”
拠点を象徴する種	植物：スダジイ 鳥類：オオタカ(NT B)
拠点の現況と課題	
<p>坂川は、昭和30年代後半から都市化に伴い汚染が進みました。1994(平成6)年には国、県、市、市民による水質改善事業清流ルネッサンスの取組に着手し、現在はきれいな川がよみがえりました。</p> <p>みやぞの野鳥の池は、地元自治会が1999(平成11)年に「宮園調整池跡地利用推進委員会」を設立し、市と協議し続けた結果、2009(平成21)年に着工、2011(平成23)年3月に「宮園調整池(現 みやぞの野鳥の池)」が完成しました。みやぞの野鳥の池は「野鳥観察を通じて市民が安らぎを覚える“水と緑の空間”」の創造を基本理念としています。水辺にふさわしい木々の植栽や、坂川で度々観察できる「カワセミ」の営巣場所の設置、また植生浮島や水質浄化施設の設置などを行いました。毎年春秋期には坂川から導水をして水を循環させています。近年は、希少種であるガガブタが調整池内に生息する生物による食害を受けており、生息状況を注視していく必要があります。</p> <p>また、坂川、宮園調整池といった水の拠点のそばには、東葛地方には珍しい極相林を有する熊野神社周辺の森があり、オオタカが生息しています。</p>	
環境タイプ	森林、河川、調整池
希少種	植物：ガガブタ(NT C)、ササクサ(C) 等 鳥類：カワウ(D)、ツバメ(D)、木オジロ(C)、オオタカ(NT B)、ホトトギス(C) 等
典型種	植物：オッタチカタバミ、ヘクソカズラ、メヒシバ、ユウゲショウ、スダジイ、シラカシ、ヨシ、アキノエノコログサ 等 鳥類：キジバト、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ 等
外来種	植物：オオアレチノギク、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ヒメジョオン、セイバンモロコシ、ネズミホソムギ、セイタカアワダチソウ、コゴメイ 等 鳥類：コジュケイ 等



⑩にしひらい水鳥の池

自然環境目標	住宅地の中で水鳥がにぎわう調整池
拠点を象徴する種	鳥類：カイツブリ(●)
拠点の現況と課題	
西平井・鰐ヶ崎地区の土地区画整理地の中にある調整池です。付近の住戸にはグリーンチェーン認定を取得した戸建第1号があり、街中にはせせらぎを再生した緑道が整備されるなど、「人と自然がふれあうまち」をめざして水と緑のネットワークの形成が行われています。	
環境タイプ	調整池
希少種	鳥類：カイツブリ(●)、オオバン(●)等
典型種	鳥類：カルガモ、コガモ、ハクセキレイ、ムクドリ等
外来種	鳥類：コジュケイ等



(5) 古間木地区

⑪芝崎小鳥の森

自然環境目標	シラカシ、アカマツなどの大木が残る貴重な森
拠点を象徴する種	植物：キンラン(VU D)
拠点の現況と課題	
芝崎台地にある湧水による湿地帯を利用して、1989(平成1)年3月にできた公園です。カシ等の常緑樹、スギ、ヒノキの植栽がみられるほか、イヌシデ、ミズキ、ハリギリといった落葉広葉樹が広がっています。また、アカマツの大木が数本ある、流山市南部に残る貴重な森です。	
環境タイプ	森林、湿地
希少種	植物：キンラン(VU D)、ササクサ(●)等
典型種	植物：アオキ、イヌシデ、ナンテン、シラカシ、アカマツ、ヒサカキ、フタリシズカ、ハエドクソウ等
外来種	植物：セイタカアワダチソウ等

⑫野々下水辺公園周辺

自然環境目標	親水公園を中心に里山の原風景が残る地域
拠点を象徴する種	植物：ハンノキ 鳥類：カケス(C) 両生類：ニホンアカガエル(A)
拠点の現況と課題	
利根川の水を坂川に導水する北千葉導水路の地上部に、導水の一部を利用して小川の雰囲気を再現した公園です。2000(平成12)年度にオープンし、散策などに適しています。近辺には斜面林が残っており、林縁の湿地にはニホンアカガエルの産卵地があります。	
環境タイプ	森林 河川
希少種	鳥類：キビタキ(A)、サシバ(VU A)、カケス(C)、ノスリ(C)、キセキレイ(B)、ホオジロ(C) 等 昆虫類：ヘイケボタル(C) 両生類：ニホンアカガエル(A) 等
典型種	植物相：ハンノキ 鳥類：シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ 等
外来種	鳥類：コジュケイ 等

⑬総合運動公園周辺

自然環境目標	市内最大の総合運動公園と、隣接する調整池による多様な環境
拠点を象徴する種	鳥類：コゲラ(樹林地) カイツブリ(C)(古間木調整池)
拠点の現況と課題	
1977(昭和52)年8月1日に完成した総合運動公園は市内ではあまり見られないブナの植栽があるなど、緑が豊かで人の利用が多い、人と自然が近い公園です。つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業地内の緑化推進エリアにおける緑の拠点となっています。また、公園の東側にある古間木調整池は、周囲が草斜面、斜面林、水田などに囲まれ、多くの水鳥や水生生物が生息する場所として期待されています。	
環境タイプ	森林 草地 調整池
希少種	鳥類：カイツブリ(C)、カワウ(D)、ツバメ(D)、オオバン(C)、ノスリ(C)、オオタカ(NT B)、カワセミ(C) 等
典型種	鳥類：シジュウカラ、ヒヨドリ、コゲラ 等
外来種	



5. 重点プロジェクトと目標

市は、基本方針に沿って重点プロジェクトを設け、その目標等を定めます。これら重点プロジェクトを実施することで進行管理を行い、戦略の目標を達成します。

このプロジェクト内容や目標はモニタリング結果に基づく評価や、施策の進捗状況、自然的・社会的状況の変化に応じ、適宜見直します。

表の見方

実施場所に記載している番号は拠点番号です。詳細地図は、45ページに掲載しています。

- ①市野谷の森 ②市野谷水鳥の池 ③西初石小鳥の森 ④稻荷神社裏の谷津 ⑤大堀川 ⑥利根運河
- ⑦理窓会記念自然公園 ⑧西深井北西部 ⑨みやぞの野鳥の池、熊野神社周辺の森、坂川
- ⑩にしひらい水鳥の池 ⑪芝崎小鳥の森 ⑫野々下水辺公園周辺 ⑬総合運動公園周辺



①市野谷の森

②市野谷水鳥の池



④稻荷神社裏の谷津



⑬総合運動公園周辺

基本方針 A

生物多様性の保全・回復

生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点のモニタリング調査及びデータの収集・分析・評価を行い、施策を立案・実施しながら普及啓発と活用に努めます。また、重点地区・拠点として選定していない地域についても、市民活動団体等から情報の収集に努め、重点拠点化の検討を行います。

その他、周辺自治体との連携や重点拠点に指定されている河川の水環境の改善に努め、生物多様性の保全を行います。

重点プロジェクト	実施場所	目標等	
I モニタリングのデータ収集・分析・評価	市民団体等との協働により、動植物の生育調査を行います。	全拠点	2023(平成35)年度までにモニタリング調査結果をまとめ評価します。
II モニタリング調査の評価結果に基づく活用	モニタリング調査の評価結果に基づき、活用方法を検討します。	全拠点	Iで評価した内容を元に、活用方法を検討し、次の戦略見直し等に反映します。
III モニタリング調査及び里山ボランティア講座の開催	市民団体等との協働により、モニタリング調査員や里山ボランティア養成講座を開催します。	市内	モニタリング調査員や里山ボランティア養成講座を開催します。
IV 里山における県や関係諸団体との連携	県や市民団体など、関係諸団体と連携により、里山の保全に努めます。	①	県や市民団体などと協働・協力するとともに、市の施策への協力を求めます。
V 河川における国や千葉県、流域自治体との連携	手賀沼水環境保全協議会や利根運河協議会などとの連携により、生態系に配慮した川づくり、水量、水質の保全や改善に努めます。	⑤⑥⑨	手賀沼水環境保全協議会や利根運河協議会などと協働・協力するとともに市の施策への協力を求めます。
VI 生活排水対策	河川に流入する生活排水対策を推進します。(公共下水道及び合併処理浄化槽の普及による浄化対策など)	⑤⑥⑨	下記BOD(※20)を2026(平成38)年度までに維持もしくは達成を目指します。 大堀川:2.6mg/L以下を維持 利根運河:3mg/L以下を達成 坂川:1.8~1.9mg/L以下を維持



鳥類モニタリング調査の様子



⑫野々下水辺公園周辺

(※20) 生物化学的酸素要求量ことで、河川の水質汚濁の代表的指標として用いられており、値が小さいほど汚濁が少ないとされています。

基本方針B 生物多様性の持続可能な利用

生物多様性の持続可能な利用を進めるため、多様な生物の生息域となる緑の保全、再生及び整備を進めます。また、多様な生物の基盤となる連続した緑は、景観形成機能や防災機能を持ち、ヒートアイランド現象や地球温暖化を緩和するなど多くの恩恵を私たちに与えています。基本方針Bでは生物多様性の基盤となり、かつ、それ自体が街の価値を高める質にも配慮した緑の保全・再生を定めています。(流山市の生物多様性の保全と持続可能な利用については、P37 参照)

重点プロジェクト	実施拠点	目標等
I 市内の緑化 まちなか森づくりプロジェクトやグリーンウェイブ活動等を実施します。	市内	1年間に500本以上の植樹を目指します。
II 連続した緑の創出 グリーンチェーン認定面積の増加に努めます。	市内	開発の事前協議において、事業者にグリーンチェーン認定制度を周知します。
III 谷津環境の保全・再生 稲荷神社裏の谷津等の整備手法について、自然環境の保全と市民が親しめる活動の場としての両立を検討します。	④	保全団体等と手法を検討し整備します。
IV 近隣大学との連携 大学と連携した保全活動を進めます。	⑦	東京理科大学の理窓会記念自然公園の保全について連携します。



基本方針C

環境教育・環境学習機会の創出

生物多様性に関するイベントを開催することで、市民が生物多様性に触れ、学ぶ機会を創出し、普及啓発に努め、市民や事業者の理解度を高めます。

重点プロジェクト	実施場所	目標等
I 生物多様性関連イベントを実施	市民に対し、生物多様性の大切さ、おもしろさを啓発するためのイベントを実施します。	市内 毎年1回以上実施します。

基本方針D

基盤情報の整備・充実

本市の生物多様性に関する情報を集積し、市民が親しみやすい形で提供します。

重点プロジェクト	実施場所	目標等
I 生物多様性情報コーナー(仮称)	本市の生物多様性に関する情報を収集、整理した情報コーナーを設置します。	市内 公共施設の情報コーナーの設置を検討します。
II GIS(※21)やインターネットを利用した生物多様性情報の公開	GIS やインターネットを利用し、新しい基盤情報の公開方法を検討します。	市内 GIS やインターネットを利用した生物多様性情報の整備を検討します。



(※21) Geographic Information System(地理情報システム)のこと。位置や空間に関する情報をコンピューターを用いて重ね、分析・解析を行ったり情報を視覚的に表示させるシステムのこと。

第5章 推進体制・進行管理

1. 推進体制

(1) 生物多様性ながれやま戦略モニタリング調査市民会議

量・質ともに豊富な自然環境を保全するためには、流山市(行政)の力だけでは足りません。市民活動によりオオタカが生息できる環境を守ってきた歴史に示されているように、流山市は地域の自然を守るための市民活動が活発な地域であり、各地区で地域特性を踏まえた活動が行われています。このように活発な市民活動団体等の皆さんに、基本方針に基づくモニタリング調査に協力していただいている。このモニタリング調査の現状の確認及び今後の方向性について話し合う場として、生物多様性ながれやま戦略モニタリング調査市民会議を設けています。

年に1回以上実施することとし、50年間戦略のモニタリング調査を実行するための中心的役割を担います。

(2) 市の役割と責務

生物多様性の保全・回復のための取組、重点プロジェクト等について、市は率先的な取組を行うとともに、戦略的効率的な展開に必要となる市民団体等各主体との推進体制の整備を行います。また、市民に対し、市や市民活動団体等が主催する環境学習や自然環境保全活動について市のホームページや広報誌、情報コーナーを利用して案内します。

① 庁内での推進体制の整備

市は府内関係各課における連絡・調整を図り、一体となって本戦略に定める取組を推進します。

② 国や県、近隣自治体との連携体制の構築

市域を超えた広域的な課題に対しては、国や千葉県、近隣自治体との連携体制の構築を図ります。



(3)市民や事業者、市民活動団体、大学等に期待する役割と責務

50年間戦略を推進し、その目標を達成するためには、市民や事業者、市民活動団体及び大学等が、市に協力・提案するとともに、生物多様性に配慮した活動を行うことが重要です。

50年間戦略を進めていく一員として、各主体に期待する役割は次のとおりです。

①市民に期待する役割

環境保全活動への参加

市や市民活動団体等が主催する環境学習や自然環境保全活動に積極的に参加することを期待します。また、企業が行う生物多様性に配慮した事業活動や社会貢献活動に参加することを期待します。

②事業者に期待する役割

環境配慮型事業の展開

調達、生産、流通、廃棄など事業活動のあらゆる場面において生物多様性保全への影響を考慮することを期待します。具体的には ISO やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムを導入し、その取組の中で、生物多様性への配慮に取り組むことです。

環境保全活動への協力

社有地などを活用した森林保全活動や、自然環境の保全に取り組む団体などの協働・連携体制を構築することを期待します。

③市民活動団体、大学等に期待する役割

重点地区における動植物の保全やモニタリング調査の実施及び協力

市民活動団体、大学等においては、生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点において自ら積極的にモニタリング調査を行うとともに、市が行うモニタリング調査に協力することを期待します。

得られた調査結果や保全・回復の際の行動内容等は、本市の生態系に関する基盤情報として市に集積します。



2. 進行管理

(1)重点プロジェクトによる市の率的な取組の進行管理

市は、4つの基本方針に沿って作成した重点プロジェクトに率的に取り組みます。重点プロジェクトの進捗状況を年に1度確認し、進行管理を行います。これら重点プロジェクトは、モニタリング結果に基づく評価や、施策の進捗状況、自然的・社会的状況の変化に応じ、適宜見直します。

(2)進捗管理・公表

生物多様性基本法では「政府は、毎年、生物の多様性の状況及び講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。」とされています。これを受け、国の環境白書に生物多様性の部分が追加されるようになりました。

このことを踏まえ、本市でも「流山市環境白書」で生物多様性の状況及び講じた施策、成果等に係る概要を報告することとします。

(3)戦略の見直し

概ね5年後にモニタリング調査結果を評価し、その結果や自然的状況、社会的状況の変化に伴う戦略の方向性の調整や、長期にわたる展望を市民や事業者、市民活動団体等と共有を図るため、必要に応じ見直しを行います。



資料編

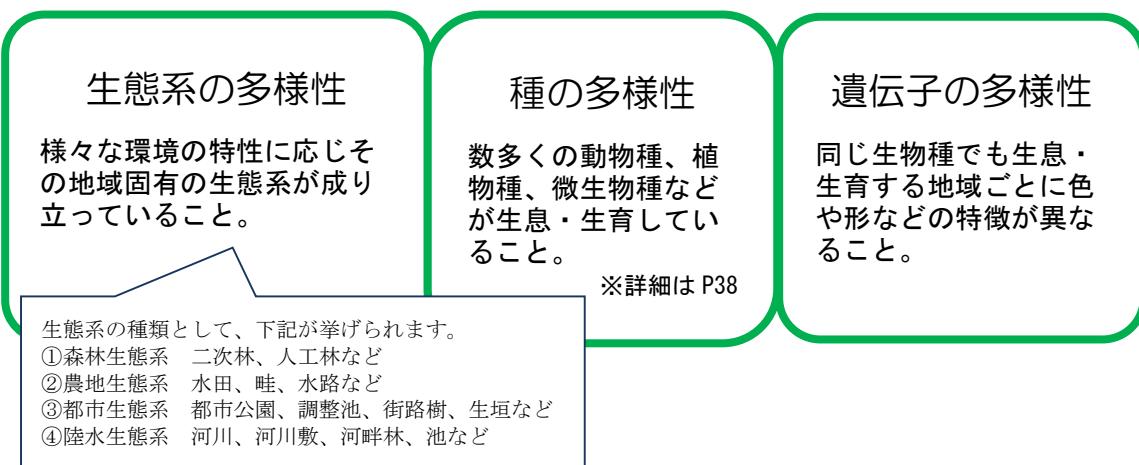
資料1 生物多様性についての基本事項

1. 生物多様性の定義

生物多様性に関する条約(以下「生物多様性条約」という。)第2条に『生物多様性』とは、次のように定義されています。

「生物多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生息の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物多様性」の概念は、自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を包括しており、下記3つのレベルでの多様性があるとしています。



人類は、生物の多様性がもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっています。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えています。

2. 日本における生物多様性の目標

(1) 短期目標(2020年 愛知目標(P44 参照))

生物多様性の損失を止めるために5つの戦略目標と20の個別目標を定め、効果的かつ緊急な行動を実施します。

(2) 長期目標(2050年)

自然と共生する世界、つまり生物多様性の持続可能な利用の実現を掲げています。

3. 生物多様性を低下させる4つの要因

(1)人間活動や開発による危機

人間活動ないし開発が直接的にもたらす生物種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育環境の破壊です。いわゆる自然破壊がこれに当たります。

(2)人間活動の縮小による危機

里地里山など自然に対する人間の継続的な一定の働きかけによって維持されてきた環境が、生活様式や産業構造の変化、高齢化の進行など社会・経済状況の変化に伴って変わり、その環境に依存していた種の生息・生育環境が失われることです。

(3)人間により持ち込まれたものによる危機

人間により持ち込まれたものによる生態系のかく乱です。オオクチバス(ブラックバス)やアライグマなど外来種だけでなく、人間が作り出した化学物質などによる影響も含まれます。

(4)地球温暖化による危機

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2014(平成26)年にまとめた第5次評価報告書統合報告書では、全球平均気温の上昇が2°Cを超えた場合、北極海の氷やサンゴ礁など脆弱なシステムは甚大な危険にさらされ、3°Cを超えると生物多様性や世界経済全体への影響は広範囲にわたり、4°C以上の上昇になると穀物の生産量の落ち込みや漁獲量の変化などがあいまって世界的な食糧の安全保障に多大な影響を及ぼすと予測しています。

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題はなにか。

生物多様性国家戦略2012-2020では、私たちは自然に畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観をつちかってきた一方で、近年こうした自然に対する意識が薄れつつあると述べています。そこで、今後私たちが意識すべき生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題のうち、流山市に関連のあるものを下記4つに整理しました。

- (1)生物多様性に関する理解と行動の不足
- (2)生物多様性の教育や調査、保全等の担い手不足
- (3)生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識不足
- (4)科学的知見の集積不足

資料2 種の多様性について

種の多様性とは、鳥、魚、植物など様々な種類の生きものがいることを示します。

1. 日本・世界の生物種数の現状

(1)日本国内

国内で確認されている生物種数は約9万種です。未確認の生物を含めると、推定で30万種を超えると言われています。また、陸生哺乳類、維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が日本のみに生息する生物(日本固有種)であり、その割合が高いことも特徴です。

(2)世界

世界で確認されている生物種数は、約175万種といわれています。その内訳は、哺乳類約6,000種、鳥類 約9,000種、昆虫約95万種、維管束植物約27万種です。未確認の生物を含めると、推定で500万～3000万種いると言われており、現時点ではまだ6～35%の生物しか確認されていません。

2. レッドリストのカテゴリーとは

絶滅のおそれのある種のリスト(レッドリスト:RL)は、絶滅のおそれの程度に応じてカテゴリー分けをしているものです。環境省が策定した全国版の他、都道府県版では各地域の特性を踏まえた選定が行われています。

3. 環境省レッドリストとカテゴリーの評価基準について

レッドリストは概ね5年ごとに全体的な見直しを行っており、生息状況等をとりまとめ編さんしたレッドデータブック(Red Date Book=RDB)として発行しています。

環境省 RL(2017)	評価基準
絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

環境省レッドリスト 2017 掲載種数(第4次レッドリスト第2回改訂版)

分類群	評価対象種数	絶滅危惧種(※22)
動物	哺乳類	160
	鳥類	約 700
	爬虫類	100
	両生類	76
	汽水・淡水魚類	約 400
	昆虫類	約 32,000
	貝類	約 3,200
	その他無脊椎動物	約 5,300
	動物小計	1,372
植物等	維管束植物	約 7,000
	蘇苔類	約 1,800
	藻類	約 3,000
	地衣類	約 1,600
	菌類	約 3,000
	植物小計	2,262
13分類群合計		3,634

2012(平成24)年度に取りまとめた第4次レッドリストを、2015(平成27)年度からカテゴリーの再検討が必要な種について必要に応じて改訂しており、環境省レッドリスト2017は2回目の改訂版となります。

POINT1 絶滅危惧種が増加しています。

第3次レッドリスト(2006~2007(平成18~19)年公表)では絶滅危惧種が3,155種でしたが、環境省レッドリスト2017では3,634種となり約10年間に479種増加しました。

POINT2 絶滅危惧種の個体数の減少要因は？

代表的な減少要因は、下記のものが考えられます。

- * 生息・生育地の減少又は劣化(開発、過剰な利用、管理放棄・遷移進行等)
- * 種の捕獲・採集
- * 生態系のかく乱(外来種等による捕食・競合、水質汚濁・農薬汚染)

POINT3 保全努力が特に求められるものとは？

平成28年度第5回絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律のあり方検討会の議事録によると、爬虫・両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、維管束植物が今後特に保全のための努力が求められる分類群であり、このうちの約6~7割は、二次的自然(里山)を中心に分布しています。そのため、里山の保全が重要な課題だと考えられます。

(※22)絶滅危惧IA類と絶滅危惧IB類と絶滅危惧II類に指定された種。

3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)について

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するために、1993(平成5)年に施行しました。国内に生息・生育する希少野生動植物、外国産の希少野生動植物の保全するために必要な措置を定めています。

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅危惧種のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来たしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じています。

(1) 国内希少野生動植物種

2017(平成29)年10月現在、国内の希少野生動植物には、鳥類39種、哺乳類9種、爬虫類7種、両生類11種、魚類4種、昆虫類41種、陸産貝類17種、甲殻類4種、植物78種の全210種が指定されています。

(2) 指定種数の現況

2017(平成29)年に公表されている種の保存法による国内希少野生動植物の指定種数及び環境省レッドリスト2017の絶滅危惧種数を比較すると、指定種の数は全絶滅危惧種数のわずか約5.7%です。環境省では絶滅危惧種の保全をより一層促進するため、2020(平成32)年までに新たに300種を「国内希少野生動植物種」に追加指定することを目指すこととしています。



ギンラン(D)



タチツボスマレ



ワルナスピ



アレチウリ(特定)

4. 千葉県レッドリストとカテゴリー評価基準について

千葉県 RL(動物編 : 2011、植物・菌類編 : 2017)	評価基準
消息不明・絶滅生物(X)	千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
野生絶滅生物(EW)	かつては千葉県に生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。
最重要保護生物(A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。
重要保護生物(B)	個体数がかなり少ない。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。
要保護生物(C)	個体数が少ない。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。
一般保護生物(D)	個体数が少ない。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。
保護参考雑種(RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域および生育環境が著しく限定されているもの。



ジャノメチョウ(C)



テングチョウ



ミドリヒヨウモン(C)



ツマキチョウ

コラム

●種の保存法と流山市のオオタカの歴史●

・種の保存法とオオタカ

オオタカは、1993(平成5)年4月1日に「種の保存法」に基づく指定種に選ばされました。これを追い風に、「千葉県初 市野谷の森にオオタカ営巣」の記者発表が市民団体により5月19日に行われました。1996(平成8)年に環境省が猛禽類保護のための基本的な考え方や保護のための調査方法等の指針「猛禽類保護の進め方」を策定した後は、種の保存法とこの指針を両輪にしたオオタカの保護活動が各地で行われました。

1984(昭和59)年に環境庁調査で生息個体数が500羽以下であったことを受け、1991(平成3)年に公表した第1次レッドデータブックでオオタカは危急種(現カテゴリーでは絶滅危惧II類(VU))に指定されました。その後、2005(平成17)年環境省調査で生息個体数が1,824~2,240羽と増えたことで、2006(平成18)年第3次レッドリストで準絶滅危惧(NT)に指定され、2012(平成24)年第4次レッドリストでも準絶滅危惧(NT)となっています。

そこで、環境省は2014(平成26)年4月に「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定し、カテゴリーが準絶滅危惧(NT)へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧II類(VU)以上に選定されない場合は、種の保存法から指定解除の検討を開始するという方針を公表し、同年10月、環境省中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、種の保存法の信頼性確保の観点から、オオタカを指定解除する方針について合意を得ました。その後、パブリックコメント等を経て2017(平成29)年8月29日に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、同年9月21日にオオタカは指定解除されました。

・流山市のオオタカの歴史

流山市内ではいくつかの樹林地でオオタカが繁殖していますが、長年継続して繁殖していることが確認できているのは市野谷の森だけです。繁殖はカラスの妨害、人為的影響、その他の原因で毎年成功するとは限らず、1990年代にはヒナが密猟される事件も起きました。2010年代では2013年、2014年と連続して巣立ちましたが、2015年、2016年は孵化するも巣立ちには至りませんでした。オオタカの保護活動を行っている市民団体は、行政、地権者の協力のもと、引き続き繁殖成功を目指した活動を行っています。



コラム ●千葉県及び流山市の特定外来生物●

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005(平成17)年施行外来生物法)とはなにか

外来生物の中でも特に在来生物と性質が異なることにより生態系等に被害を及ぼすもしくは及ぼす恐れがあると定められた生物を特定外来生物といいます。外来生物法はこの外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的として制定しました。2018(平成30)年1月時点で146種類特定外来生物に指定されています。

・千葉県内でこれまでに確認されている特定外来生物(32種類)(2015年12月末現在)

哺乳類	アカゲザル★	魚類	オオクチバス
	アカゲザルとニホンザルの交雑個体		カダヤシ
	アライグマ★		コクチバス
	キヨン★		ストライプトバス
	マスクラット		チャネルキャットフィッシュ
鳥類	カオジロガビチョウ	植物	ブルーギル
	カオグロガビチョウ		アメリカオオアカウキクサ(アゾラ・クリスター)
	ガビチョウ		アレチウリ
	ソウシチョウ		オオカワヂシャ
	カナダガン		オオキンケイギク
爬虫類	カミツキガメ★		オオハンゴンソウ
両生類	ウシガエル		オオフサモ
甲殻類	ウチダザリガニ		ナガエツルノゲイトウ
クモ・	セアカゴケグモ		ナルトサワギク
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ		ボタンウキクサ
軟体類	カワヒバリガイ		ミズヒマワリ

★がついている生物は、千葉県が防除実施計画を策定しています。

・流山市の特定外来生物対策

アライグマ

2013(平成25)年、市野谷の森で市民団体が設置した生物観測カメラに生態系や農作物に大きな被害を及ぼすアライグマが撮影された。これを受け、2014(平成26)年度に市野谷の森アライグマ捕獲計画を策定し、市民団体と協働で1匹を捕獲。その後も通報等を受け2015(平成27)年度に5匹、2016(平成28)年度に1匹を捕獲した。

アレチウリ

利根運河協議会の主催で毎年夏にアレチウリの駆除活動を行っている。アレチウリは非常に繁茂しやすい植物で、大繁茂するとなほかの植物がほとんど生育しない。駆除活動は、地元の高校生、大学生、市民団体をはじめとして、野田市、柏市、流山市の市民や自治体職員が参加している。



アライグマ(特定)

カミツキガメ

非常に大型でさまざまな生物を捕食するため、生態系に影響を及ぼす。捕らえられたときに陸上では非常に攻撃的で、噛みつきや引っ掻き等の被害が想定される。これまでに、通報に基づいて捕獲例がある。

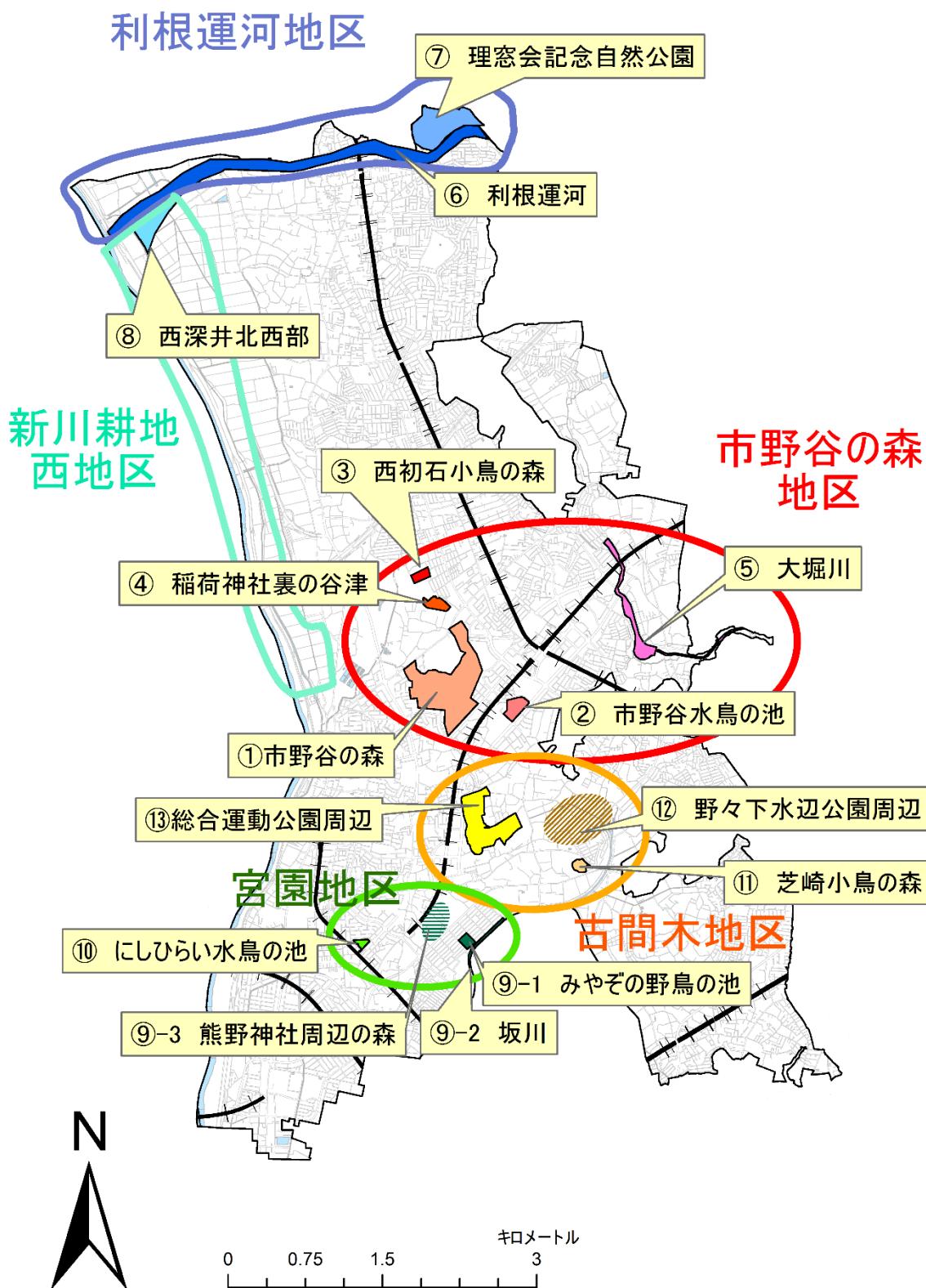
4 愛知目標について

2015(平成27)に国連生物多様性の10年日本委員会により流山市が認定された事業となった愛知目標の項目

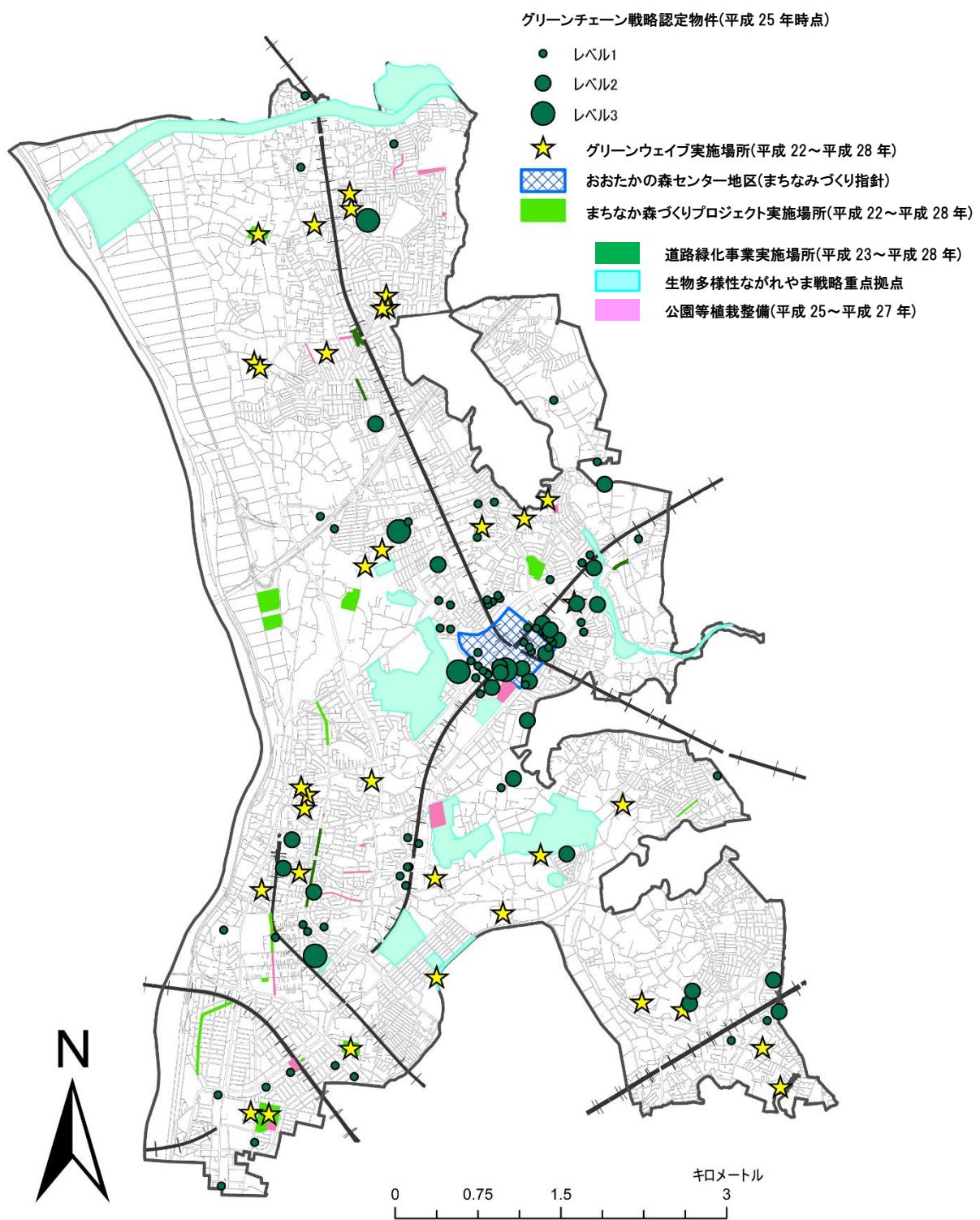
2010(平成22)年にCOP10で定めた愛知目標は下記の20項目あります。

戦略目標	目標番号	内容	流山認定
戦略目標A 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するため取り得る行動を、人々が認識する。	<input type="radio"/>
	2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。	<input type="radio"/>
	3	遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。	
	4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。	
戦略目標B 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。	<input type="radio"/>
	6	2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。	
	7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。	
	8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。	
	9	2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理するための対策が講じられる。	<input type="radio"/>
	10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。	<input type="radio"/>
	11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、平衡に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。	<input type="radio"/>
	12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。	<input type="radio"/>
	13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。	<input type="radio"/>
	14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。	
戦略目標D 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対応に貢献する。	<input type="radio"/>
	16	2015年までに、遺伝資源の取得の機会(アクセス)及びその利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。	
	17	2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。	<input type="radio"/>
	18	2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。	<input type="radio"/>
戦略目標E 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。	<input type="radio"/>
	20	遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。	<input type="radio"/>

資料3 重点地区について



資料4 緑の創出の分布図



資料5 流山市の主な活動状況

①市野谷の森

実施日		内容
平成22年5月4日	啓発	グリーンフェスティバル
平成22年8月2日	啓発	おおたかの森探検ツアー
平成23年5月4日	啓発	おおたかの森探検ツアー
平成23年7月～	保全	モニタリング調査
平成24年4月～	保全	オオタカ保護看板設置
平成24年5月4日	啓発	グリーンフェスティバル(おおたかの森探検ツアー)
平成24年7月22日 平成24年8月4日	啓発	おおたかの森探検ツアー
平成25年5月4日	啓発	グリーンフェスティバル(おおたかの森探検ツアー)
平成26年5月3日	啓発	グリーンフェスティバル(おおたかの森探検ツアー)
平成26年8月2日	啓発	おおたかの森探検ツアー 生きものの不思議～お花の世界をのぞいてみよう～
平成26年11月～	保全	市野谷の森アライグマ捕獲計画策定及び捕獲の実施
平成27年5月4日	啓発	グリーンフェスティバル(おおたかの森探検ツアー)
平成28年8月7日	啓発	おおたかの森探検ツアー

②市野谷水鳥の池

実施日		内容
平成22年4月13日	啓発	ミティゲーション手法による整備(UR施工)
平成27年4月～	保全	モニタリング調査

③西初石小鳥の森

実施日		内容
平成16年度	保全 清掃	市民活動団体(NPO さとやま)と西初石小鳥の森維持管理業務委託契約を締結
平成23年7月～	保全	モニタリング調査

④稻荷神社裏の谷津

実施日		内容
平成 23 年 7 月～	保全	モニタリング調査
平成 25 年 4 月 23 日	保全	土地所有者の寄附により、流山市に所有権移転
平成 25 年 6 月 10 日	保全	前所有者と流山市において「森の土地の扱いに関する覚書」を締結
平成 25 年 6 月 10 日	保全	市民活動団体(里山ボランティア流山、流山ホタル野)と流山市において「森の維持管理に関する協定書」を締結

⑤大堀川

実施日		内容
平成 24 年 5 月 3 日	保全	流山市及びUR の共催で「大堀川防災調節池」の一般開放を記念した竣工式
平成 25 年 5 月 4 日	啓発	グリーンフェスティバル(大堀川探検ツアー)
平成 27 年 4 月～	保全	モニタリング調査

⑥利根運河

実施日		内容
平成 22 年 5 月 30 日	清掃	第 30 回江戸川クリーン大作戦
平成 23 年 5 月 29 日	清掃	第 31 回江戸川クリーン大作戦
平成 23 年 7 月～	保全	モニタリング調査
平成 24 年 5 月 27 日	清掃	第 32 回江戸川クリーン大作戦
平成 24 年 7 月 19 日	清掃	アレチウリ駆除会
平成 25 年 5 月 26 日	清掃	第 33 回江戸川クリーン大作戦
平成 25 年 7 月 19 日	清掃	アレチウリ駆除会
平成 26 年 5 月 25 日	清掃	第 34 回江戸川クリーン大作戦
平成 26 年 7 月 17 日	清掃	アレチウリ駆除会
平成 26 年 11 月 22 日	啓発	流山カントリーウォーク in 利根運河
平成 27 年 5 月 31 日	清掃	第 35 回江戸川クリーン大作戦
平成 27 年 8 月 11 日	清掃	アレチウリ駆除会
平成 28 年 5 月 29 日	清掃	第 36 回江戸川クリーン大作戦
平成 28 年 7 月 19 日	清掃	アレチウリ駆除会

⑦理窓会記念自然公園

実施日		内容
平成23年度～	保全	境田排水樋管魚道整備
平成23年7月～	保全	モニタリング調査
平成26年度～	保全	(湿地の造成)谷津の環境整備

⑧西深井北西部

実施日		内容
平成23年7月～	保全	モニタリング調査
平成26年10月18日	啓発	流山カントリーウォーク in 新川耕地
平成26年10月18日	啓発	第3回市民環境講座～親子で新川耕地の楽しさを知ろう！～

⑩みやぞの野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森

実施日		内容
平成21年度～	啓発	江戸川河川事務所主催で小学校の児童と坂川の水質・生物調査

生物多様性シンポジウム

実施日		内容
平成22年7月31日		いきものジャパン・サミット
平成22年10月16日		ビオキッズ10
平成24年2月4日		生き物たちと暮らせるまちづくり
平成25年8月3日		夏休みに親子でケビン・ショートさんとおおたかの森探検 親子で学ぶ！ケビン・ショートさんのカエル教室
平成27年7月～8月		夏の生きもの観察講座 「野鳥の子育て」 「市野谷の昆虫を探そう」 「田んぼの生きもの」

資料 6 戰略策定の経緯

1. 策定経過

実施日	内容
平成 28 年 10 月 19 日	平成 28 年度第 4 回環境審議会(審議会委員委嘱)
平成 28 年 11 月 18 日	平成 28 年度第 1 回生物多様性ながれやま戦略策定部会 (特別委員委嘱)
平成 28 年 12 月 13 日	平成 28 年度第 5 回環境審議会(諮問)
平成 29 年 1 月 27 日	平成 28 年度第 2 回生物多様性ながれやま戦略策定部会
平成 29 年 2 月 28 日	平成 28 年度第 3 回生物多様性ながれやま戦略策定部会
平成 29 年 3 月 27 日	平成 28 年度第 6 回環境審議会
平成 29 年 4 月 25 日	平成 29 年度第 1 回生物多様性ながれやま戦略策定部会
平成 29 年 5 月 26 日	平成 29 年度第 2 回生物多様性ながれやま戦略策定部会
平成 29 年 7 月 3 日	平成 29 年度第 3 回環境審議会
平成 29 年 7 月 24 日	平成 29 年度第 4 回環境審議会
平成 29 年 7 月 27 日	答申
平成 29 年 11 月 22 日～ 12 月 21 日	パブリックコメントによる意見募集
平成 30 年 3 月	公表

2. 流山市環境審議会、生物多様性ながれやま戦略策定部会名簿

氏名	所属等	備考
新保 國弘	東葛自然と文化研究所	会長・策定部会
赤坂 郁美	専修大学	副会長
金森 有子	国立環境研究所	
朽津 和幸	東京理科大学	
吉永 明弘	江戸川大学	
和田 まつゑ	流山商工会議所	
村越 弘行	とうかつ中央農業協同組合	
岡田 啓治	公募委員	策定部会・部会長 (平成 29.4.25~)
葉原 芳朗	公募委員	
佐藤 明	公募委員	策定部会・部会長 (~平成 29.4.24)
中村 悅子	公募委員	
和田 登志子	公募委員	
樺 聰	NPO法人NPOさとやま	特別委員・策定部会
高橋 秀治	流山ホタル野	特別委員・策定部会
柳沢 朝江	利根運河の生態系を守る会	特別委員・策定部会